

定期監査（前期）結果報告

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査

2. 監査を実施した監査委員

小林市監査委員 南崎 淳一郎

小林市監査委員 首藤 美也子

3. 監査の目的

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方自治法第 2 条第 14 項から第 16 項及び関係法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを検証するため。

4. 監査実施日及び監査対象課（かい）

実施日	対象課（かい）
平成 27 年 10 月 14 日（水）	福祉課 教育部 野尻分室 野尻幼稚園
平成 27 年 10 月 16 日（金）	社会教育課 栗須保育園 野尻保育園
平成 27 年 10 月 19 日（月）	紙屋保育園 野尻学校給食センター
平成 27 年 10 月 20 日（火）	小林学校給食センター 議会事務局 須木庁舎 住民生活課 教育部 須木分室
平成 27 年 10 月 27 日（火）	保健体育課 須木庁舎 地域振興課 須木中央保育園

実施日	対象課(かい)
平成 27 年 10 月 29 日(木)	中央保育所 須木庁舎 地域整備課 農業委員会 須木分室
平成 27 年 11 月 4 日(水)	選挙管理委員会事務局 小林東方学校給食センター 税務課
平成 27 年 11 月 6 日(金)	学校教育課 文化会館 農業委員会事務局
平成 27 年 11 月 9 日(月)	子育て支援課 生活環境課

5 . 監査の方法

監査に当たっては、対象課等の事務所へ出向き、あらかじめ提出を求めた予算の執行状況及びその他関係資料に基づき、監査委員が各所属長及び主幹等から予算並びに事業の執行状況や所管業務等の説明を受け、質疑応答方式により実施した。

併せて、関係諸帳簿等の全部又は一部の照合及び実査を行った。

なお、今年度は次の事項について、特に留意して監査を行った。

特に留意した事項

- 1 収入事務は関係法令に基づき適時、適正に処理されているか。
- 2 支出事務は関係法令に基づき適時、適正に処理されているか。
- 3 契約事務は関係法令に基づき適正に処理されているか。
- 4 現金の管理は適正に行われているか。
- 5 公有財産台帳の整備は適正に行われているか。
- 6 情報セキュリティ対策は適正に行われているか。
- 7 昨年度の定期監査において指摘した事項が改善されているか。

6 . 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に行われていると認めた。また、昨年度の指摘事項に対する改善状況を重点監査項目として確認した結果、全体的におおむね改善されており、指摘を真摯に受け止め、改善に努めていることがうかがわれた。

しかし、今年度も一部に改善又は検討を要する事項が見受けられたので、内容を十分に検討の上、必要な措置を講じ、今後の適正な事務の執行に万全を期されたい。

改善又は検討を要する事項については以下のとおりである。

なお、軽微な事項については、口頭で改善を要望したので、記述を省略する。

(1) 特に留意した事項における指摘・要望事項

時間外勤務手当の支給事務について（支出事務）

時間外勤務手当の支給については、週休日の振替制度、休日の代休制度及び任期付短時間勤務職員制度等の関連により事務処理が複雑化している。そのため制度の誤認識により、次のような事例が見受けられたので、未払いや過払いについては速やかに精算されたい。

なお、平成 27 年 4 月 9 日付総務課通知「時間外勤務の留意事項及び支給割合について」に、具体的な事例が示してあるため、これを参考に適正な事務処理に努められたい。

勤務時間の月間集計時に支給割合等を誤ったことにより、支給額に過不足が生じていた。

【須木庁舎住民生活課 4 件、保健体育課 2 件、中央保育所 2 件、小林東方学校給食センター 1 件】

週休日の振替により週休日に勤務し、1 週間の正規の勤務時間（38 時間 45 分）を超えた場合には、超えた時間に対し時間外勤務手当（25/100）を支給するが、同一週に祝日等があり、1 週間の勤務時間が 38 時間 45 分以下であった場合にも、誤って時間外勤務手当（25/100）を支給していた。

【福祉課 2 件、社会教育課 6 件、議会事務局 2 件、税務課 3 件】

現金の管理について

現金を収納した時は、小林市財務規則第 35 条に基づき、当日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まなければならないが、延長保育利用料及び保育園給食費（職員分）において、収納した数ヶ月分を金庫に保管し、まとめて払い込んでいた。事件・事故防止の観点からも、速やかな払込みを徹底されたい。

【中央保育所】

情報セキュリティ対策について

市が貸与している公用のUSBメモリーについては、使用後に必ず情報が保存されていない状態で保管しなければならないが、個人情報を含む機密情報が保存されたままになっていた課（かい）が見られた。

USBメモリーは持ち運びが容易なため、紛失・置忘れ・盗難等のリスクが高く、特に取扱いに注意が必要である。個人情報の漏えい事故は、人的ミスが主な要因と言われているが、根本的な問題は、組織の管理指針や手順（管理ルール）が徹底して行われていないことにある。情報セキュリティ対策は組織全体としての取組が必要であり、職員一人一人が日頃より小林市情報セキュリティポリシー及び小林市情報セキュリティ実施手順書を遵守するよう要望する。

【福祉課、教育部野尻分室、農業委員会事務局】

（２）各課における指摘事項

福祉課

委託料の予算の執行において、支出負担行為の時期が遅れているものが 1 件見られた。小林市財務規則第 51 条及び第 52 条に基づき、契約締結時に速やかに処理されたい。

国庫補助金の収入事務において、誤った科目で調定し、収入しているものが 1 件見られた。

教育部 野尻分室

郵便物切手受払簿において、購入した切手を受払簿に登載せず、使用しているものが見受けられた。

野尻幼稚園

特に指摘する事項は認められなかった。

社会教育課

補助金及び工事請負費の予算の執行において、支出負担行為の時期が遅れているものが2件見られた。小林市財務規則第51条及び第52条に基づき、交付決定時又は契約締結時に速やかに処理されたい。

補助金の支出事務において、誤った科目で支出しているものが1件見られた。

業務委託契約書において、契約者署名欄に法人格を表す「小林市」の表記もれが1件見られた。

栗須保育園

特に指摘する事項は認められなかった。

野尻保育園

特に指摘する事項は認められなかった。

紙屋保育園

特に指摘する事項は認められなかった。

野尻学校給食センター

特に指摘する事項は認められなかった。

小林学校給食センター

委託料及び使用料の予算の執行において、支出負担行為の時期が遅れているものが2件見られた。小林市財務規則第51条及び第52条に基づき、契約締結時に速やかに処理されたい。

随意契約協議書の決裁前に見積書を徴しているものが多数見受けられた。

議会事務局

指摘事項は前述の「時間外勤務手当の支給事務について」のみであった。

須木庁舎 住民生活課

宮崎県収入証紙の使用済領収証において、連番が記入されておらず、60枚のうち2枚が無くなっていた。書損、汚損等のために廃棄する場合は、小林市財務規則第34条第6項の規定に準じ処理されたい。

教育部 須木分室

特に指摘する事項は認められなかった。

保健体育課

指摘事項は前述の「時間外勤務手当の支給事務について」のみであった。

須木庁舎 地域振興課

業務委託契約書において、契約者署名欄に法人格を表す「小林市」の表記もれが3件見られた。

須木中央保育園

週休日の振替に係る時間外勤務手当の支給事務において、時間外勤務命令簿に記入せず、支給しているものが見受けられた。

中央保育所

委託料の予算の執行において、支出負担行為の時期が遅れているものが1件見られた。小林市財務規則第51条及び第52条に基づき、契約締結時に速やかに処理されたい。

須木庁舎 地域整備課

特に指摘する事項は認められなかった。

農業委員会 須木分室

特に指摘する事項は認められなかった。

選挙管理委員会事務局

特に指摘する事項は認められなかった。

小林東方学校給食センター

警備業務委託の見積依頼書において、日付を抜いて提出するよう記載されているものが1件見られた。

出勤簿において、監査当日及び前日の出勤の押印もれが多数見受けられた。

税務課

往復はがきの管理において、郵便物切手受払簿の残高枚数と実数に不一致が見られた。

備品管理システムにおいて、購入した備品の重複登録が2件見られた。

学校教育課

委託料の予算の執行において、支出負担行為の時期が遅れているものが5件見られた。小林市財務規則第51条及び第52条に基づき、契約締結時に速やかに処理されたい。

国県支出金の交付決定通知において、文書処理簿による受付を行っていないものが3件見られた。小林市文書取扱規程第12条に基づき、適正に処理されたい。

文化会館

特に指摘する事項は認められなかった。

農業委員会事務局

農地基本台帳システムのサポート等に関する業務委託契約書において、個人情報保護に関する条項がなく、個人情報取扱特記事項も添付されていなかった。個人情報を取り扱う業務を委託するときは、個人情報取扱特記事項を遵守する旨を契約書に明記し、特記事項を別記して添付されたい。

子育て支援課

補助金の予算の執行において、支出負担行為の時期が遅れているものが1件見られた。小林市財務規則第51条及び第52条に基づき、交付決定時に速やかに処理されたい。

契約事務において、見積書に提出日の表記もれや決定された見積書に開札執行者による「決定」の記入もれ及び押印もれが見受けられた。

生活環境課

浄化槽設置整備事業補助金において、支出負担行為の時期が遅れているものが見受けられた。小林市財務規則第51条及び第52条に基づき、交付決定時に速やかに処理されたい。

業務委託契約書において、「別添の業務仕様書のとおり」と表記されているが、契約書に仕様書が綴じられていないものが2件見られた。